

報 告

自死遺族支援ガイドラインの経緯と解説

藤田幸司*1

自殺によって遺された遺族等は、極度の心的ストレス（悲嘆、怒り、自責、否認、混乱、拒絶など）に直面するとともに、故人の残した負債、自殺によって生じた損害に対する賠償など、法的・経済的な負担などにも直面するリスクがあることから、自殺対策として自死遺族支援の取組が必要である。これまでの自死遺族支援では、心理的支援や精神保健対策に重点が置かれてきた。しかしながら、自死遺族等は、心の問題だけではなく、社会資源、制度、相談窓口などの情報の問題や、様々な生活・経済上の問題（衣食住、就労、学業、育児、介護、人間関係、相続や負債の整理など）などを抱えていることが多く、情報の問題や生活・経済上の問題については、より早急な対応が必要と考えられるようになってきている。

『改正自殺対策基本法（2016年4月）』では、その目的規定において、「自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図ること」が掲げられている。また、『新しい自殺総合対策大綱（2017年7月）』では、「自殺により遺された人等に対する迅速な支援を行うとともに、全国どこでも、関連施策を含めた必要な支援情報を得ることができるよう情報提供を推進するなど、支援を充実する。また、遺族の自助グループ等の地域における活動を支援する。」こととされ、具体的な取組として、

(1) 遺族の自助グループ等の運営支援、(2) 学校、職場等での事後対応の促進、(3) 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等、(4) 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上、(5) 遺児等への支援の5つが挙げられている。

自殺総合対策推進センターでは、国の自殺対策の理念、基本方針に則し、総合的な視点に立ち、自死遺族等に必要な支援を行うことを目的に、『自死遺族等を支えるために～総合的支援の手引』の編纂を行った。

この度の編纂にあたって、自死遺族等を総合的に支援するために必要な情報とは何か、また、全ての自死遺族、残された人が、それらの情報を適時適切に得られるような体制づくり、さらには情報の均てん化について検討した。自死遺族支援に実績のある民間団体の代表者や、行政関係者へのキーインフォマント・インタビュー、既存の資料等の分析を行い、自殺総合対策大綱に即して自殺総合対策推進の視点から検討を行った。さらに、上述の関係者に加え、精神科医をはじめとする学識経験者や弁護士を加えた有識者委員会を組織し、民官学の立場から幅広い意見を求めた。

その結果、自死遺族にとって必要となる情報には、自殺の直後から必要となるものと、中長期的に必要なものがあり、行政や関連機関は、自死遺族等が必要な時に情報を迅速かつ的確に得ることができるように支援する必要があることが明らかとなった。

例えば、自殺により衝撃を受け混乱した状況にある時にも対応が必要な手続きが多くあり、自死遺族等にとっては負担が大きいことから、これらの諸手続きに関する情報を、わかりやすくまとめた冊子・リーフレット等を、迅速に提供することが重要である。

中長期的には、複数の自死遺族が集まり、互いの経験を語り、聞きあうことを目的にした集まりやグループワークの場としての「わかち合いの会」「遺族のつどい」に関する情報の提供や、法的問題に対する助言や相談の機会に関する情報提供を行うことが重要である。具体的には、法的支援を必要とする自死遺族に、市町村の行政担当者が、自死遺族支援に協力的な弁護士、司法書士等を紹介するなどである。

自死遺族等に対する情報提供や支援の均てん化に関しては、全国どこにいても、自死遺族等が必要な情報や支援を得られるように、地域自殺対策推進センターを核とした、公的機関、民間団体、民間業者等の連携による体制の整備を進めることが求められる。

*1 自殺総合対策推進センター

都道府県の役割として、地域自殺対策推進センターには、自死遺族等の支援に携わる者等に対して、適切な支援手法等に関する研修を実施することや、自死遺族等が必要とする様々な支援情報を収集し、その提供について市町村等を指導すること、また、自死遺族等支援について市町村等から対応困難な事例の相談があった場合には、必要に応じて専門家等と連携しながら当該市町村等に対して適切な指導又は助言等の支援を行うことが期待される。

市町村の役割としては、諸手続や担当窓口、相談先、医療、自助グループ等に関する情報を記載した冊子等を配布したり、ウェブサイトで情報を提供したりすること、個別相談や「わかち合いの会」「遺族のつどい」等の開催（民間団体との連携）、生活再建などの支援等がある。

自殺総合対策推進センターが平成 29 年に実施した調査の結果、自治体における自死遺族支援事業の実施状況は表 1 の通りであり、遺族等への情報提供等の支援実施率は都道府県・政令指定都市では高く、他の市町村では低くなっている。また、人口規模でみた場合、人口の多い自治体における実施率は高く、人口の少ない自治体では低いのが実情である。今後の自殺総合対策の推進による、自死遺族等支援の情報提供体制整備・地域格差解消が期待される。

付記 開示すべき COI 状態はない。

（ 受付 2019.1.21
受理 2019.1.31 ）

表 1 自治体における自死遺族支援事業の実施状況（2017）

| 自死遺族支援事業 | 都道府県・ 政令指定都市 (67) | 市区町村 (1473) | 政令指定都市を含む市区町村 | | |
|-------------------|-------------------------|----------------|-----------------|----------------------------|-----------------|
| | | | 5 万人未満 (976) | 5 万人以上 30 万人未満 (434) | 30 万人以上 (83) |
| 遺族への情報提供 | 65 (97.0) | 366 (24.8) | 206 (21.1) | 120 (27.6) | 59 (71.1) |
| 冊子等の配布 (自治体窓口) | 55 (82.1) | 266 (18.1) | 137 (14.0) | 94 (21.7) | 53 (63.9) |
| Web サイト | 54 (80.6) | 53 (3.6) | 12 (1.2) | 20 (4.6) | 36 (43.4) |
| 相談窓口の情報 | 57 (85.1) | 195 (13.2) | 93 (9.5) | 73 (16.8) | 46 (55.4) |
| 自助グループ等の 活動情報 | 46 (68.7) | 190 (12.9) | 95 (9.7) | 69 (15.9) | 39 (47.0) |
| 公的職員の研修 | 42 (62.7) | 66 (4.5) | 32 (3.3) | 25 (5.8) | 19 (22.9) |
| 自死遺児への相談 支援やケア | 33 (49.3) | 75 (5.1) | 53 (5.4) | 19 (4.4) | 12 (14.5) |

() は%を示す

(出典：自殺総合対策推進センター「平成 29 年度自治体における自殺対策の施策の実施状況調査」)